

避難所混雑状況の可視化に向けた管理システム及びIoT機器の使用に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）とは、多摩市地域防災計画に定める避難所について、乙が運営する混雑状況の可視化に向けた管理システム及びIoT機器によるサービスの使用に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（定義）

本協定において、以下の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「避難所」とは、地域防災計画に定める指定避難所及び甲が避難者収容の目的で一時的に開設した施設をいう。
- （2）「管理システム」とは、乙が運営する災害時における避難所の混雑状況を可視化するためのシステムをいう。
- （3）「IoT 機器」とは、管理システムから提供される混雑状況可視化に関する情報を発信する機器（付属品を含む。）をいう。
- （4）「事業」とは、乙が提供する公共施設または公共空間の空室状況を把握するためのオンラインサービスをいう。

第2条（管理システム及びIoT機器の提供）

乙は、管理システムの設定が完了した後、速やかに、甲に対し、管理システム及びIoT機器を使用させることとする。なお、乙が甲に貸与するIoT機器は10台とする。

第3条（経費の負担）

乙は、甲の管理システム及びIoT機器の使用に係る経費（IoT機器の設置及び使用並びに管理に関する一切の費用を含む。）を負担する。

第4条（故障等）

- 1 甲の使用に係る管理システム及びIoT機器等について、故障その他の理由によりその使用が困難であることが判明した場合、乙は、甲に対し、速やかに状況を報告するものとする。
- 2 前項の場合、乙は、管理システム及びIoT機器を改修する等の方法により、甲が引き続き管理システム及びIoT機器等を使用するための適切な措置を講じることとする。

第5条（管理システム及びIoT機器の更新）

乙は、本協定の締結期間中に管理システム及びIoT機器の更新の必要が発生した場合には、甲に通知し更新作業を行うものとする。

第6条（損害賠償）

甲または乙は、本協定に関して被った損害について、故意又は重大な過失に基づく場合を除き、相手方に対して損害賠償請求を行わないものとする。

第7条（情報の管理及び侵害時の対応）

乙は情報管理を適切に行うとともに、システム上で管理する情報のうち、甲に関する情報について盗難、漏洩、破壊等が発生した場合または発生する恐れがあると認められた場

合は、速やかにその状況を把握し、その影響の拡大を防止するため緊急対応を行うとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

第8条（情報の廃棄）

本協定の廃棄に当たり、乙はシステム上で管理する甲に関する情報について、甲乙協議の上、廃棄を行うものとする。

第9条（変更・失効）

- 1 甲および乙双方の合意により本協定を変更させることができる。
- 2 本協定は、乙が管理システム及びIoT機器を提供する事業を行っている限り存続する。
- 3 甲及び乙は、双方の合意により本協定を失効させることができる。

第10条（協議）

本協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年 8月 4日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市
代表者 市長 阿部 裕行

乙 東京都千代田区永田町2丁目17-3
住友不動産永田町ビル2階
株式会社バカン
代表者 代表取締役 河野 剛進